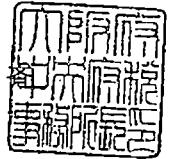


平成28年9月5日

大阪府職員労働組合  
府税支部 中央分会  
分会长 秋田 高志 様

大阪府中央府税事務所長 小 幡



回 答 書

2016年8月18日に提出のありました要求書について下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項		回 答 事 項	
1	大阪府職員労働組合府税支部中央分会との労使慣行及び労使間の確認事項は、従来どおり遵守すること。労働組合の所属による不公平な取り扱いは一切おこなわないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉はおこなわないこと。労働条件にかかる業務の変更にあたっては、事前に分会と協議をおこなうこと。また、協議が整わない場合はそれを実施しないこと。	1	良き労使関係については、尊重してまいりたい。 所属する労働組合による不平等な取扱いや労働組合に対する不当な介入・干渉は行っておりません。また、勤務条件に関する事項については、所要の協議を行ってまいりたい。
2	大阪府当局は昨年人事委員会勧告を完全実施せず、地公法にさえ反した賃金水準を押し付けていることは極めて不当であり、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。	2	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
3	「収支確保対策」を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、収支確保重点月間やシステム稼働延長を口実とした時間外勤務の強要はしないこと。 超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。	3	ご指摘のような労働強化・管理強化については、考えておりません。時間外勤務については、業務の必要に応じて適切に対応してまいりたい。
4	職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。	4	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
5	労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。	5	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
6	実質的時間延長につながる「二部勤務制」は廃止し、1日の勤務時間を拘束8時間（実働1日7時間、週35時間）とするよう関係部局に働きかけること	6	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。

要 求 事 項		回 答 事 項	
7	同一職場に勤務する非常勤職員の労働条件は、職員の労働条件に密接に関連することから、賃金引き上げや継続した雇用を確保するなど待遇の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。	7	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
8	「副主査」選考については、対象者の負担を軽減するとともに、府税業務に必要な研修の参加を反映させること。職務経験や専門性を發揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。	8	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
9	税務手当については、日額支給をやめ、税務職俸給表の適用、もしくは調整額に移行すること。また、府税事務所に勤務するすべての職員に支給すること。	9	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
10	再任用職員の労働条件等を改善すること。 ① この間の給与・一時金の削減を復元するとともに、増額を行うよう関係機関に働きかけること。また扶養手当なども支給するよう、関係機関に働きかけること。 ② 再任用職員の地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。 ③ 週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう関係機関に働きかけること。	10	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
11	VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。またVDT特別健康診断の充実と、全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。	11	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
12	職員の安全衛生と府民への感染拡大防止の観点から、新型インフルエンザ等の感染防止にあたっては、マスクや除菌アルコール、タオルなど備蓄物品について不足が生じないよう対処すること。	12	必要な範囲内で対応してまいりたい。

要 求 事 項		回 答 事 項	
13	<p>東南海地震等の津波への対応について、職員と来庁者の安全を確保するため、避難マニュアルを作成すること。また、職員の震災時の安全対策として「水、食料」などを確保すること。</p>	13	<p>大規模地震の発生時においては、基本的には「大阪府職員防災必携」に応じた行動をとっていただくことになります。また、当所職員及び来庁者は、「新別館防火・防災管理消防計画」による指示・誘導に従って行動していただくことになります。出張中など、自身の安全の確保、その後の職場への連絡等、臨機応変な対応が必要な場合もあるため、所属として機会をとらえて、職員に注意喚起してまいりたい。</p>
14	<p>職場環境改善については下記の事項を実現すること。</p> <p>① 冷房・暖房については、弾力的に運用するとともに、空調機能を改善すること。</p> <p>② 7階に女子トイレを増設すること。トイレットペーパー受けをワンタッチ式に改修すること。</p> <p>③ 7階執務室は狭隘であるため、十分な執務スペースを確保すること。</p> <p>④ 昼休み当番後や体調不良時の休憩場所を確保すること。</p> <p>⑤ 安全衛生委員会の自主性を厳守し、その体制充実と快適な職場環境の向上を図ること。</p>	14	<p>① 冷房・暖房につきましては、職員の健康管理に留意しながら、適切な運用に努めてまいりたい。</p> <p>② 7階の女子トイレの増設は困難でありますので、身障用トイレや8階など別フロアの女子トイレを利用願いたい。また、その他の要求については、その趣旨を関係先に伝え、可能な範囲内で対応してまいりたい。</p> <p>③ 7階において執務スペースを拡大することは困難でありますので、ご理解願いたい。</p> <p>④ 新別館北館5階に休養室を確保しております。</p> <p>⑤ 従来どおり自主性を遵守し、適正に運営してまいりたい。</p>